

議案第5号資料

○多賀城市いじめ問題対策連絡協議会等設置条例

(平成27年12月14日 条例第36号)

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 多賀城市いじめ問題対策連絡協議会（第2条－第5条）

第3章 多賀城市いじめ問題専門委員会（第6条－第14条）

第4章 多賀城市いじめ調査結果検証委員会（第15条－第18条）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の規定に基づき、市におけるいじめの防止等（法第1条に規定するいじめの防止等をいう。以下同じ。）のために設置する組織に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 多賀城市いじめ問題対策連絡協議会

（設置）

第2条 法第14条第1項の規定に基づき、多賀城市いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第3条 連絡協議会は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携その他いじめの防止等のための対策を推進するために必要な事項に関し、連絡及び協議を行う。

（組織）

第4条 連絡協議会は、教育委員会規則で定めるいじめの防止等に関係する機関及び団体により構成する。

（委任）

第5条 この章に定めるもののほか、連絡協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

第3章 多賀城市いじめ問題専門委員会

（設置）

第6条 法第14条第3項の規定に基づき、多賀城市いじめ問題専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第7条 専門委員会は、教育委員会の諮問に応じ、いじめの防止等のための対策、法第28条第1項に規定する重大事態に係る事実関係その他教育委員会が必要と認める事項について調査審議する。

（組織）

第8条 専門委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 専門委員会の委員（以下この章において「委員」という。）は、教育、法律、医療、心理、福祉等に関し専門的知識及び経験を有する者のうちから、教育委員会が委嘱する。

（任期）

第9条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第10条 専門委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、会務を総理し、専門委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第11条 専門委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、教育委員会教育長が招集する。

2 専門委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

(関係者の出席等)

第12条 委員長は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議への出席を求め意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出その他の必要な協力を求めることができる。

(守秘義務)

第13条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委任)

第14条 この章に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が専門委員会に諮って定める。

第4章 多賀城市いじめ調査結果検証委員会

(設置)

第15条 法第30条第2項の規定に基づき、多賀城市いじめ調査結果検証委員会（以下「検証委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第16条 検証委員会は、市長の諮問に応じ、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査審議する。

(組織)

第17条 検証委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 検証委員会の委員（以下この章において「委員」という。）は、教育、法律、医療、心理、福祉等に関し専門的知識及び経験を有する者のうちから、必要の都度、市長が委嘱する。

3 委員の任期は、委嘱の日から前条に規定する所掌事務が完了する日までとする。

(準用)

第18条 第10条から第14条までの規定は、検証委員会について準用する。この場合において、第11条第1項の規定中「教育委員会教育長」とあるのは「市長」と、第14条の規定中「この章」とあるのは「第4章」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。